破産手続廃止

平成２２年（フ）第１７号
茨城県神栖市知手2876番地16
破産者　神田産業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８号
茨城県神栖市奥野谷2001番地の１
破産者　有限会社トーキョーポップ
1　決定年月日　平成22年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４号
秋田県大館市比内町扇田字中島才川附66番地28
破産者　株式会社アルテイス
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第８５号
福岡市中央区大手門１丁目１番30号
破産者　シックスサービス株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１００号
福岡市東区西戸崎６丁目９番25号、開始決定時の住所福岡市東区西戸崎５丁目16番17号
破産者　鱒渕　龍彦
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６３号
茨城県常陸太田市小目町1802番地の１
破産者　有限会社ダイコー建装
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７０号
三重県鈴鹿市江島台１丁目７番19号
破産者　秋山　公明
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２０号
三重県鈴鹿市住吉２丁目22番５号　コーポサン203号、前住所大分県佐伯市船頭４番１号
破産者　平畠　良雄
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９号
兵庫県宍粟市波賀町齋木792番地
破産者　船積運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４７８号
岡山市南区新保434－８、住民票上の住所岡山県加賀郡吉備中央町竹荘717番地１
破産者　森口　茂樹
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
山口県下関市綾羅木本町３丁目４番31号
破産者　有限会社小島衣料
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第３８２号
秋田県南秋田郡井川町浜井川字土樋18番地の１
破産者　有限会社伊藤モータース販売
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７８号
横浜市栄区飯島町1500番地
破産者　戸塚開発株式会社
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３５号
富山市中野新町２丁目１番11号渡辺ビル２階
破産者　株式会社ＢＯＯＮ
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８３６号
愛知県岡崎市宇頭町字小薮６番地
破産者　有限会社巳辰合成
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
愛知県刈谷市富士見町５丁目301番地
破産者　株式会社エノキヤ
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２９２号
愛知県蒲郡市西浦町南馬相13番地
破産者　株式会社西浦鉄工所
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２６号
島根県大田市仁摩町天河内357番地４
破産者　楫野　茂夫
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６２号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田54番地５
破産者　株式会社トライアローズ
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９８８号
福岡市南区長住５丁目15番地
破産者　有限会社ＮＢＰ
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１４９号
石川県加賀市熊坂町ハの87番地の４、従前の住所石川県白山市宮永町334－１グリーンハイツ旭平203号
破産者　山中　孝三
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部